

さくらんぼ

(1) 等級別品位

項目	等級別品位		
	秀	優	良
異品種果	混入しないもの	同 左	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左	同 左
形状	品種の特性を備え、最も良いもの	品種の特性を備え、良いもの	品種の特性を備えたもの
色 沢	付表1に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が秀いでたもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が秀いでたもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が優良なもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が優良なもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表良級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が良好なもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が良好なもの
熟 度	よくそろったもの（未熟果及び過熟果を除く）	そろったもの（未熟果及び過熟果を除く）	同 左
玉 ぞろい	付表2の基準に適合し、大きさがよくそろったもの	付表2の基準に適合し、大きさがそろったもの	付表2の基準に適合するもの
う る み	ないもの	着色がよく、目立たないもの	著しくないもの
病 虫 害	ないもの	灰星病等のものがなく、その他の被害があっても、果皮にとどまり、目立たないもの	同 左
傷 害	ないもの	目立たないもの（腐敗を誘発するものを除く）	同 左
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの	著しくないもの

付表1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級		
	秀	優	良
佐 藤 錦	70パーセント以上	60パーセント以上	50パーセント以上
紅 秀 峰	80 "	65 "	50 "
ナポレオン	70 "	55 "	40 "

付表2 1果の大きさの基準

階級区分 項 目	4 L	3 L	L L	L	M
果実の大きさ(横径)	31ミメートル 以上	28ミメートル 以上	25ミメートル 以上	22ミメートル 以上	19ミメートル 以上

備 考

1. 等級表示にあたっては、「特秀、秀、㊥」とすることができる。
2. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

も

も

(ネクタリンを含む)

(1) 等級別品位

項目	等級別品位	
	秀	優
異品種果	混入しないもの	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左
形状	品種の特性を備え、最もよいもの	品種の特性を備え、よいもの
色 沢	付表1に掲げる品種にあつては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が秀いでたもの その他の品種にあつては、品種固有の色沢が秀いでたもの	付表1に掲げる品種にあつては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が優良なもの その他の品種にあつては、品種固有の色沢が優良なもの
熟 度	よくそろったもの(未熟果及び過熟果を除く)	そろったもの(未熟果及び過熟果を除く)
玉ぞろい	付表2の基準に適合し、大きさがよくそろったもの	同 左
病虫害	灰星病等がなく、その他病虫害の被害が果皮にとどまりほとんどないもの	灰星病等がなく、その他病虫害の被害が果皮にとどまり目立たないもの
核割れ	外観からほとんど核割れが認められないもの	外観から核割れが目立たないもの
日焼け	ないもの	目立たないもの
傷 害	生傷及び圧傷がなく、その他傷害があつても目立たないもの	生傷及び圧傷がなく、その他傷害があつてもあまり外観を害しないもの
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの

付表1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級	
	秀	優
白 鳳	50パーセント以上	20パーセント以上
あかつき	80 "	50 "
川中島白桃	70 "	40 "
ゆうぞら	60 "	40 "

付表2 1果の大きさの基準

標準5キログラム詰			
1箱玉数	基準1果重	1箱玉数	基準1果重
13 個	385グラム	22 個	230グラム
15 "	335 "	25 "	200 "
16 "	315 "	28 "	180 "
18 "	280 "	30 "	150 "
20 "	250 "		

備考

1. 等級表示にあたっては、「特秀、秀」とすることができる。
2. 価格形成時に量目不足とならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。
3. パックの穴の大きさに適合する果実を詰め、果実の損傷を防止するため緩衝効果の十分な資材を使用するものとする。

西 洋 な し

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位	
	秀	優
異 品 種 果	混入しないもの	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左
形 状	品種の特性を備え、最もよいもの	品種の特性を備え、よいもの
色 沢 及 び 熟 度	品種の特性を備え、よくそろったもの (未過熟果を除く)	品種の特性を備え、そろったもの (未過熟果を除く)
玉 ぞ ろ い	付表に掲げる基準に適合し、大きさが よくそろったもの	同 左
さ び	果面積の20パーセント以下で目立た ないもの	果面積の50パーセント以下であま り外観を害しないもの
日 焼	目立たないもの	あまり外観を害しないもの
病 虫 害	ないもの	同 左
つ る ぬ け	ないもの	同 左
傷 害	生傷及び圧傷がなく、その他の傷害が あっても胴部以下にあり目立たないも の	生傷及び圧傷がなく、その他の傷害 があってもあまり外観を害しないも の
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの

付表 1 果の大きさの基準

標準5キログラム詰			
1箱玉数	基準1果重	1箱玉数	基準1果重
4 個	1,250グラム	12 個	420グラム
5 "	1,000 "	14 "	360 "
6 "	840 "	16 "	320 "
7 "	720 "	18 "	280 "
8 "	630 "	20 "	250 "
9 "	560 "	24 "	210 "
10 "	500 "	28 "	180 "

備考

1. ラ・フランス等品種特性で「さび」の多い品種については、「さび」の項目の規定は、適用しないものとする。
2. 等級表示にあたっては、「特秀、秀」とすることができる。
3. 階級の表示は、実玉表示とする。
4. 各品種の1箱玉数は、おおむね次のとおりとし、各品種のいずれかに類似する品種にあつては、その類似する品種の1箱玉数に準ずるものとする。

品種	1箱玉数
ラ・フランス、バートレット	12～28個
シルバーベル	8～20個
マルゲリット・マリーラ	4～14個

5. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

ぶ ど う

(デラウェア群及びキャンベルアーリー群)

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位		
	秀	優	良
房の形状及び粒そろい	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、着色が最も良く、熟度が適熟かつ整一であり、粒そろいの最も良いもの	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、粒そろいの良いもの	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	混入しないもの	著しく混入しないもの	混入の程度が優に次ぎ、商品性を有するもの

付表 形量区分

品 種 事 項 階級区分	デラウェア群		キャンベルアーリー群	
	基準房重	標準2キログラム詰 1箱房数	基準房重	標準2キログラム詰 1箱房数
3L	200グラム	10 房	400グラム	5 房
LL	170 "	12 "	340 "	6 "
L	125 "	16 "	250 "	8 "
M	95 "	22 "	200 "	10 "

備 考

- 各群に含まれる主な品種は、次のとおりとし、各群にはこれらの品種のほか品種固有の形状がこれらの品種に類似する品種を含むものとする。

群 名	主な該当品種
デラウェア群	デラウェア
キャンベルアーリー群	キャンベルアーリー、アーリースチューベン、スチューベン、ナイアガラ、ネオマスカット

2. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 異品種果

デラウェア、キャンベルアーリー、アーリースチューベン等を品種とし、品種間相互をそれぞれ異品種果とする。

(2) 敗変質果

腐敗したもの及び硬化萎縮等により変質したものをいう（過熟により肉質の変質しているものを含む。）。

(3) 病虫害果

病虫害の被害の認められるものをいう。

(4) 未熟果

糖度、色沢等により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。

(5) 傷害果

裂傷、切傷、圧傷等のあるものをいう。

(6) その他の重欠点果

軽欠点果に属する事項で、その欠点程度が特に著しいものをいう。

3. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。

・病虫害の被害、さび等によって外観の劣るもの

4. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

ぶ ど う

(大粒種群)

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位		
	秀	優	良
房の形状及び粒そろい	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、着色が最も良く、熟度が適熟かつ整一であり、玉張り、粒ぞろい及び房の形状が最も良く、着粒が密なもの	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、玉張り、粒ぞろい、房の形状及び着粒が秀に次ぐもの	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、玉張り、粒ぞろい、房の形状及び着粒が優に次ぎ、商品性を有するもの
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	混入しないもの	著しく混入しないもの	混入の程度が優に次ぎ、商品性を有するもの

付表 形量区分

標準5キログラム詰			
1箱房数	基準房重	1箱房数	基準房重
6 房	840グラム	10 房	500グラム
7 "	720 "	12 "	420 "
8 "	630 "	14 "	360 "
9 "	560 "	16 "	320 "

備 考

1. 大粒種群に含まれる主な品種は、次のとおりとし、これらの品種のほか品種固有の形状がこれらの品種に類似する品種を含むものとする。

群 名	主な該当品種
大粒種群	巨峰、高尾、ピオーネ、安芸クイーン、シャインマスカット

2. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 異品種果
巨峰、ピオーネ、シャインマスカット等を品種とし、品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
 - (2) 敗変質果
腐敗したもの及び硬化萎縮等により変質したものをいう（過熟により肉質の変質しているものを含む。）。
 - (3) 病虫害果
病虫害の被害の認められるものをいう。
 - (4) 未熟果
糖度、色沢等により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。
 - (5) 傷害果
裂傷、切傷、圧傷等のあるものをいう。
 - (6) その他の重欠点果
軽欠点果に属する事項で、その欠点程度が特に著しいものをいう。
3. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。
 - ・病虫害の被害、さび等によって外観の劣るもの
4. 階級表示は、実房数表示とする。
5. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

りんご

(1) 等級別品位

項目	等級別品位		
	秀	優	良
色 沢	付表1に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が秀でたもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が秀でたもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が優良なもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が優良なもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表良級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が良好なもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が良好なもの
玉ぞろい	付表2に掲げる基準に適合し、大きさが良くそろったもの	同 左	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	ほとんどないもの	おおむねないもの	はなはだしくないもの

付表1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級		
	秀	優	良
さんさ	80 パーセント以上	60 パーセント以上	40 パーセント以上
ファーストレディ	70 "	50 "	30 "
つがる	50 "	30 "	微 色
千秋	70 "	50 "	30 パーセント以上
紅玉	80 "	60 "	40 "
昂林	70 "	50 "	30 "
陽光	80 "	60 "	40 "
秋陽	80 "	60 "	40 "
ふじ	70 "	50 "	30 "

付表2 1果の大きさの基準

標準10キログラム詰（2段詰）	
1箱玉数	基準1重量
26個	385グラム
28〃	360〃
32〃	315〃
36〃	280〃
40〃	250〃
46〃	220〃
50〃	200〃
56〃	180〃

備考

1. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 異品種果
さんさ、ファーストレディ、つがる、玉林、昂林、秋陽、ふじ等を品種とし品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
 - (2) 腐敗変質果
果肉（果芯を含む。以下同じ。）が腐敗し、又は変質しているものをいう。過熟は変質とみなす。
 - (3) 病虫害果
病虫害の被害が果肉に及ぶもの。病虫害により腐敗しているものは腐敗に扱う。
 - (4) 未熟果
でんぷん含量、糖度又は硬度若しくは色沢により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。
 - (5) 傷害果
雹害若しくは裂傷のあるもの又は切傷、刺傷等の生傷若しくは圧傷のあるものをいう。ただし、損傷の軽微なものは除く。
 - (6) その他の重欠点果
成熟以前の落ち実を人工着色したもの、萎凋したもの及び異物の付着が著しいもの又は軽欠点に属する事項で、その被害程度が特に著しいものをいう。
2. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。
品種固有の果形がくずれたもの、さびのあるもの、すす点・すす斑病、黒点病、カイガラムシ類等の病虫害の被害が果皮にとどまるもの又は付着しているもの、日焼、薬害、さかさ実等で外観の劣るもの、つるぬけのもの、その他欠点程度の軽微なものをいう。
3. 等級表示にあたっては、「特秀、秀、⊕」とすることができる。
4. 階級の表示は、実玉表示とする。
5. 量目は、標準5kg詰とすることができる。
6. 価格形成時に量目不足にならないように、規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

澁 が き

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位		
	秀	優	良
異 品 種 果	混入しないもの	同 左	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左	同 左
形 状	品種の特性を備え、最も良いもの	品種の特性を備え、良いもの	品種の特性を備えたもの
光沢および熟 度	品種の特性を備え、付表1秀級に定める着色程度の達しているもので、熟度良くそろったもの（過熟果を除く。）	品種の特性を備え、付表1優級に定める着色程度の達しているもので、熟度良くそろったもの（過熟果を除く。）	品種の特性を備え、付表1良級に定める着色程度の達しているもので、熟度良くそろったもの（過熟果を除く。）
玉 ぞ ろ い	付表2の基準に適合し、大きさがよくそろったもの	付表2の基準に適合し、大きさがそろったもの	同 左
病 虫 害	ないもの	被害が果皮にとどまり、目立たないもの	あまり外観を害しないもの（腐敗性のものを除く。）
傷 害	ないもの	生傷および圧傷がなく、その他の傷害があっても軽微で目立たないもの	生傷および圧傷がなく、その他の傷害があってもあまり外観を害さないもの
そ の 他 の 欠 点	ないもの	ほとんどないもの	あまり外観を害しないもの

付表1 等級別着色程度（カラーチャートNo.）

		等 級		
		秀	優	良
測定部位	果 頂 部	6.0 以上	5.5 以上	5.0 以上
	へ た 部	4.0 以上	3.0 以上	2.5 以上

※ カラーチャートは農林水産省果樹試験場基準の平核無用果実カラーチャートとする。

付表2 1果の大きさの基準

階級区分	3L	LL	L	M	S
基準1果重	260グラム	220グラム	190グラム	160グラム	130グラム

す も も

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で、品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

区 分	果実の大きさ（果径）	区 分	果実の大きさ（果径）
8 L	8 5 ミリメートル以上	L L	5 5 ミリメートル以上
7 L	8 0 "	L	5 0 "
6 L	7 5 "	M	4 5 "
5 L	7 0 "	S	4 0 "
4 L	6 5 "	S S	3 5 "
3 L	6 0 "	/	/

(注) 果径は縫合線に対し直角に見た場合である。

日 本 な し

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

標準 5 キログラム 詰	
1 箱 玉 数	基 準 1 重 量
9 個	5 6 0 グラム
1 0 〃	5 0 0 〃
1 2 〃	4 2 0 〃
1 4 〃	3 6 0 〃
1 6 〃	3 2 0 〃
1 8 〃	2 8 0 〃
2 0 〃	2 5 0 〃

(注) 階級の表示は、実玉表示とする。

う め

(小梅類を除く。)

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	品質形状が秀に次ぎ、やけ、さび等が外観を害しないもの

(2) 階 級

区 分	基 準 果 重
L	30グラム
M	20 "
S	10 "

く り

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

区 分	1 果 の 直 径
LL	35ミリメートル以上
L	32 "
M	29 "
S	26 "

ほ し が き

(1) 等級 (品質)

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で乾燥斉一にて、渋味なく、色沢、形状、肉質、果ぞろい最も秀れたもの
優	秀に次ぐもので良好なもの
良	渋味のないもので、上の各等級区分および下の階級区分に該当しないもの

(2) 階級 (重量)

紅 柿

区 分	基準 1 果重	基準 1 連重	
		3 2 果	5 0 果
3 L	4 2 グラム	1,350 グラム以上	2,100 グラム以上
L L	3 6 "	1,160 "	1,800 "
L	3 0 "	960 "	1,500 "
M	2 4 "	770 "	1,200 "
S	1 8 "	580 "	900 "

平核無柿

区 分	1 果 重	1 連 重 量	
		3 2 果	5 0 果
3 L	4 0 グラム	1,300 グラム以上	2,000 グラム以上
L L	3 4 "	1,100 "	1,700 "
L	2 8 "	900 "	1,400 "
M	2 2 "	710 "	1,100 "
S	1 6 "	520 "	800 "

あ け び

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

標準1キログラム詰			
1箱玉数	基準1果重	1箱玉数	基準1果重
3 個	335グラム	7 個	145グラム
4 〃	250 〃	9 〃	115 〃
5 〃	200 〃	12 〃	85 〃
6 〃	170 〃	16 〃	65 〃

備 考

1. 階級の表示は、実玉表示とする。
2. 量目は、標準2kg詰とすることができる。
3. 価格形成時に量目不足にならないように、規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

キウイフルーツ

(ハイワード種)

(1) 等級

区分	選別基準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質、形状、玉ぞろい良好で病害虫・損傷果なく成熟にして、毛じの脱落が目立たないもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階級

区分	基準1果重
3 L	1 4 5 グラム以上
L L	1 3 0 〃
L	1 1 5 〃
M	1 0 0 〃
S	8 5 〃
S S	7 5 〃